

# 平成 22 年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書

## 第 1 審 査 の 概 要

### 1 審 査 の 対 象

平成 22 年度愛媛県電気事業会計

平成 22 年度愛媛県工業用水道事業会計

平成 22 年度愛媛県病院事業会計

### 2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては、

(1) 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営がなされているか

(2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか

(3) 会計処理は適法な手続により行われているか

などの諸点に主眼を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

(注) 各事業会計の経営状況、経営成績、剰余金の状況及び財政状態に関する部分は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額で記載している。

## 第2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

平成22年度の各事業会計の決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表の表示は適正であり、事業運営及び会計処理についても、おおむね適正になされているものと認められた。

各事業会計の経営成績は、電気、工業用水道、病院の3事業すべてで純利益を計上している。

このうち、工業用水道事業については、西条地区工業用水道事業の計画給水量縮小に伴う企業債支払利息の減少、病院事業については、平成22年4月の診療報酬改定のほか、新居浜病院と中央病院の7対1看護体制整備や赤字体質にあった三島病院譲渡など、それぞれで講じた経営健全化策の成果が経営成績に反映されたものと評価できる。

しかしながら、両事業については、なお多額の長期借入金や企業債を抱えているなど依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き経営の合理化、事業運営の効率化に取り組み、経営基盤の一層の安定化を図ることによって、県公営企業の諸事業が公共の福祉の増進に寄与することを期待し、各事業会計に係る決算審査意見を述べる。

### 2 審査意見

#### (1) 愛媛県電気事業会計について

当年度は売電単価が前年度より1.0%減となるとともに、年間降水量は平年を下回ったものの、年度当初はダム貯留水が豊富であったことや、4月から7月にかけてまとまった降雨があった結果、供給電力量が前年度比9.0%増の2億5,505万kWhとなったことから、電力料収入は前年度に比べて2,518万円増加し、1億6,688万円の純利益を確保しており、安定した経営がなされている。

しかしながら、電力小売自由化の進展により今後も売電単価の低減が見込まれ、電気事業を取り巻く環境は一段と厳しくなることが予想されるが、水力発電によるクリーンエネルギーの安定供給を維持するためにも、今後、さらなる発電コストの低減と発電効率の向上に努めることによって経営の効率化を進め、経営基盤の一層の安定を図ることが望まれる。

なお、随意契約によるガソリンの単価契約について、予定価格を超えた金額で契約していたものの、その理由を明記していなかった事例があったので、契約事務の適正な執行に努められたい。(工業用水道事業会計と共通事項)

#### (2) 愛媛県工業用水道事業会計について

前年度は西条地区工業用水道事業の計画給水量縮小に伴う特別損失計上により、164億4,518万円の純損失であったが、当年度は2億3,327万円の純利益に転じており、平成22年3月に策定された中期経営計画で見込んだ純利益(2億3,600万円)をおおむね達成している。

県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水率(契約給水量に対する実給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、当年度純利益を確保したものの、長期借入金と企業債をあわせると234億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

#### ア 今治地区工業用水道事業及び西条地区工業用水道事業における取組課題について

##### (ア) 今治地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量54,700・で前年度と同量であるが、主な給水先である地元タオル業界の景況不振を背景に、実績給水率は、前年度(35.46%)よりわずかに増えたものの37.90%と低迷しており、このまま推移すれば給水契約の維持が困難となる事態も予想され、そのことによって営業収益の大幅な低下を招くことが懸念される。

このため、引き続き今治市等関係団体・企業と連携し、新たな給水先の開拓や事業運営の合理化・効率化に取り組むとともに、今治市上水道と共同利用している浄水場について、今治市の移転構想も考慮しながら、将来にわたって事業の安定性が確保できるよう対策を検討されたい。

##### (イ) 西条地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量63,375・で前年度に比べて2,350・増加しているものの、規模縮小後の計画給水量87,420・の72.49%であることから、企業立地等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、一般会計からの長期借入金156億円の早期返済も視野に入れながら、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

#### イ 附帯事業(土地造成事業)について

当年度は売却実績はなく、売買契約を解除した土地約3,000㎡を未処分地に戻し入れている。

今後とも未処分地約12万㎡の早期売却等に努められたい。

#### ウ 営業未収金等の適正な管理等について

今治地区及び西条地区工業用水道事業の給水料金等に係る未収金については、適正に債権管理を行うとともに、債務者の動向を把

握し適期に納入指導を行うなどして早期回収に努められたい。

## エ 契約事務等の適正な執行について

物品調達契約において、契約業者の採用決定方法など契約手続に留意を要する事例があったほか、資金前渡することとしていた受取手数料について、前渡資金を受領する前に職員が立替払をしていた事例があったので、契約事務等の適正な執行に努められたい。

## (3) 愛媛県病院事業会計について

前年度は、三島病院譲渡に伴う特別損失 19億 7千万円を計上したこともあって、30億円を超える純損失であったが、当年度は、医業収益が前年度より 22億 3,244万円増の 340億 5,237万円となったことから、12億 6,522万円の純利益を計上しており、三島病院の譲渡などの財政健全化策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金は 218 億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金 105 億円及び企業債の借入残高 189 億円とあわせ依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、引き続き経営健全化に取り組むことを期待し、以下に当面の主な課題を示す。

## ア 医師の確保、診療科の維持について

今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足している。

公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携をより強化するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

## イ 看護師の確保等について

入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、看護師の配置のあり方や確保について引き続き検討されたい。

## ウ 医業未収金等の適正な管理等について

当年度末における個人医業未収金等残高は 5 億 5 千万円余となり依然として増加傾向にあることから、未収金の発生防止に一層努めるとともに、愛媛県債権管理マニュアル(平成 23 年 4 月作成)や、医業未収金管理回収業務を委託している弁護士法人を積極的に活用して、未収金の早期回収及び適正な管理に努められたい。

また、現在締結している回収業務委託契約は平成 23 年度末で終了することから、24 年度以降の契約締結に当たっては、現契約の成果等を分析・検証し、より実効性のある契約となるよう検討されたい。

なお、県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金についても、早期回収に引き続き努められたい。

#### エ 契約事務等の適正な執行について

業務委託、物品調達、機器の修繕・点検等の契約において、業務の完了確認検査後、契約業者とは異なる業者に委託料を支払っていた事例のほか、書面による履行の終了通知を提出させていなかった事例、契約金額が 30 万円を超えているにもかかわらず、請書等を徴していなかったり、特段の理由もなく 1 者と特命随意契約をしていた事例が見受けられたので、契約の経済性・公平性・透明性を確保するため、契約事務の適正な執行により一層努められたい。

また、施設改修等の工事の執行において、愛媛県工事検査規程に定める工事の成績評定を行っていないほか、契約書に定める下請通知を提出させていなかった事例があったので、関係法令等に則り、適正な工事の執行に努められたい。

#### オ 中央病院の建替えについて

中央病院は、PFI手法により現在地で建替えることとし、当年度は立体駐車場を新築するとともに、新本院の建築工事に着工したところである。

当年度の施設整備業務費の出来高について、事業受託者からの出来高報告書に誤りがあったにもかかわらず、相違ないものとして確認していたものがあつたので、出来高報告時に事業受託者から提出させる証拠書類を充実させて、事業受託者からの報告内容を十分精査し、建設コストや運営経費の縮減など、PFI手法の導入目的・効果が十分に発現されるよう進行管理を行うとともに、電子カルテなど現行システムの改善に努め、地域の基幹医療施設として良質な医療の提供を継続しながら建替えが適正かつ円滑に進むよう、万全を期することとされたい。

#### (4) 会計事務等の適正な執行について

物品（図書）調達業務において、平成 22 年 2 月（平成 21 年度）から同年 6 月（平成 22 年度）にかけて数回にわたり納入させた物品について、同年 8 月に一括して代金を支払っていた事例があつたほか、機器修繕や設備改修工事において契約事務担当者と検査実施者が同一職員であつた事例、計画的な予算執行体制の確立を目的とした物品購入計画の作成・管理が不十分な事例があつたことから、適正な会計事務の執行により一層努められたい。

また、通勤手当や住居手当について支給開始月の認定誤りの事例、旅費や超過勤務手当の支給について過不足事例があつたので、適正な事務処理に努められたい。

(5) 防災対策について

東日本大震災を教訓として、地震や風水害等の大規模災害が発生した場合でも、各事業が適正かつ円滑に執行できるよう、防災対策を講じられたい。

特に、地域の中核病院たる県立病院にあっては、災害時にも高度で良質な医療供給を継続できるよう、万全を期されたい。